

令和2年度以降

鈴鹿川水系 砂利等の採取に関する規制計画

中部地方整備局

三重河川国道事務所

令和2年度以降 鈴鹿川水系砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
幹川	鈴鹿川	0.0k	28.5k	28.28km	
支川	派川	0.0k	4.0k	4.05km	
支川	内部川	0.0k	6.8k	6.72km	
支川	安楽川	0.0k	1.9k	1.73km	
	計			40.78km	

2. 規制計画の方針

- (a) 鈴鹿川は全体的に河床が安定しているが、基礎高不足の橋梁があるため整備計画河床より低下がみられる区間や連続する橋梁の保安区域を包括する区間は禁止区域とする。ただし、部分的に堆砂傾向を示している区間もあるため、掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取を許可していく。
- (b) 派川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (c) 内部川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、横断工作物が多数点在し、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (d) 安楽川は全体的に河床が安定しているため堆砂傾向を示している区間は採取可能とするが、複数の橋梁のうち基礎高不足の橋梁が含まれるため一部禁止区域とする。
- (e) 河床低下傾向を示していない区間は、出水等による堆砂が想定されることから掘削基準高を基に河川管理上支障とならない範囲で採取可能区間とし、堆砂状況を確認した上で採取を許可する。
- (f) 砂利採取の許認可にあたっては、取水施設等の構造物や河川環境保全のため、掘削法面の緩傾斜化・砂礫砂州等の河床形状の維持・生物の生息環境に配慮する。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

掘削基準河床は一連区間において整備計画河床以上の平均河床高(H29測量)を包絡した線を基本とする。

平均河床高が整備計画河床より低い場合は、整備計画河床高を掘削基準高とする。

掘削勾配 1:3

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
幹川	鈴鹿川	1. 0k	1. 8k	0. 70km	橋梁が複数あるため。
		2. 2k	3. 2k	0. 90km	橋梁が複数あるため。
		3. 6k	4. 6k	0. 78km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		4. 8k	6. 8k	1. 80km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		7. 2k	7. 8k	0. 33km	最深河床は整備計画河床より低く、橋梁があるため。
		8. 0k	8. 6k	0. 33km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		9. 6k	10. 0k	0. 30km	最深河床は整備計画河床より低く、横断工作物があるため。
		10. 8k	11. 4k	0. 33km	橋梁があるため。
		12. 6k	13. 2k	0. 34km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足や橋梁があるため。
		13. 2k	14. 2k	0. 68km	橋梁があるため。
		15. 6k	16. 2k	0. 32km	橋梁があるため。
		17. 6k	18. 2k	0. 35km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		19. 4k	20. 2k	0. 48km	最深河床は整備計画河床より低く、橋梁や横断工作物があるため。
		20. 8k	22. 4k	1. 37km	基礎高不足の橋梁や横断工作物があるため。
		22. 6k	23. 2k	0. 32km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
		23. 2k	24. 0k	0. 54km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や横断工作物があるため。
		24. 0k	24. 8k	0. 58km	橋梁及び横断工作物があるため。
25. 0k	25. 8k	0. 55km	橋梁及び横断工作物が複数あるため。		
26. 0k	26. 6k	0. 36km	橋梁があるため。		
26. 8k	27. 6k	0. 53km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁や横断工作物があるため。		
28. 2k	28. 5k	0. 15km	最深河床は整備計画河床より低く、横断工作物があるため。		

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	摘 要
支川	派川	0.8k 1.4k 2.6k	1.2k 2.4k 3.0k	0.33km 1.01km 0.32km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
支川	内部川	0.0k 0.8k 2.4k 2.8k 3.4k 3.8k 4.6k 5.8k 6.4k	0.6k 2.2k 2.8k 3.4k 3.8k 4.2k 5.6k 6.2k 6.8k	0.36km 1.31km 0.33km 0.46km 0.21km 0.29km 0.78km 0.22km 0.33km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。 橋梁があるため。 橋梁及び横断工作物があるため。 横断工作物があるため。 横断工作物があるため。 横断工作物があるため。
支川	安楽川	0.2k	1.8k	1.23km	最深河床は整備計画河床より低く、基礎高不足の橋梁があるため。
	計			19.22km	

※禁止区域内に異常堆積した土砂等により流下能力が不足している場合等に関り、河川管理及び河川景観等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(2) 保安区域

橋梁（鉄道） 上下流 500m

橋梁（一般） 上下流 150m（内部川は上下流100m）

取水堰・砂防堰 上下流 150m（内部川は上下流100m）

計画低水路法線及び現況護岸 20m（内部川は10m）

※保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力が不足している場合等に関り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	掘削可能量(千m ³)	採取可能量(千m ³)	摘 要
幹川	鈴鹿川	0.0k 1.8k 3.2k 4.6k 6.8k 7.8k 8.6k 10.0k 11.4k 13.2k 14.2k 16.2k 18.2k 20.2k 22.4k 23.2k 24.0k 24.8k 25.8k 26.6k 27.6k	1.0k 2.2k 3.6k 4.8k 7.2k 8.0k 9.6k 10.8k 12.6k 13.2k 15.6k 17.6k 19.4k 20.8k 22.6k 23.2k 24.0k 25.0k 26.0k 26.8k 28.2k	1.03km 0.47km 0.55km 0.49km 0.62km 0.49km 1.19km 1.17km 1.53km 0.21km 1.62km 1.57km 1.36km 0.85km 0.57km 0.20km 0.23km 0.43km 0.48km 0.42km 0.92km	965	965	
支川	派川	0.0k 1.2k 2.4k 3.0k	0.8k 1.4k 2.6k 4.0k	0.88km 0.16km 0.25km 0.90km	51	51	
支川	内部川	0.0k 0.6k 2.2k 2.8k 3.4k 3.8k 4.2k 5.6k 6.2k 6.8k	0.0k 0.8k 2.4k 2.8k 3.4k 3.8k 4.6k 5.8k 6.4k 6.8k	0.05km 0.31km 0.30km 0.24km 0.10km 0.19km 0.56km 0.28km 0.37km 0.04km	36	36	
支川	安楽川	0.0k 1.8k	0.2k 2.0k	0.29km 0.31km	19	19	
	計			21.63km	1071	1071	

6. 年次計画

令和2年度～令和6年度の5箇年計画とする。

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m ³)															計		
			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	起 点	終 点	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取可能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量
鈴鹿川	0.0k	1.0k	193	193	—	193	193	—	193	193	—	193	193	—	193	193	—	965	965	—
	1.8k	2.2k																		
	3.2k	3.6k																		
	4.6k	4.8k																		
	6.8k	7.2k																		
	7.8k	8.0k																		
	8.6k	9.6k																		
	10.0k	10.8k																		
	11.4k	12.6k																		
	13.2k	13.2k																		
	14.2k	15.6k																		
	16.2k	17.6k																		
	18.2k	19.4k																		
	20.2k	20.8k																		
	22.4k	22.6k																		
	23.2k	23.2k																		
	24.0k	24.0k																		
	24.8k	25.0k																		
	25.8k	26.0k																		
	26.6k	26.8k																		
27.6k	28.2k																			

河川名	区 間		年 次 別 計 画 (千m3)															計		
			令和2年			令和3年			令和4年			令和5年			令和6年					
	起 点	終 点	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量	許可又は 認可の 予定量	採取能 量中の許 可又は認 可の予想 量	流 下 予想量
派川	0.0k 1.2k 2.4k 3.0k	0.8k 1.4k 2.6k 4.0k	10	10	—	10	10	—	10	10	—	10	10	—	11	11	—	51	51	—
内部川	0.0k 0.6k 2.2k 2.8k 3.4k 3.8k 4.2k 5.6k 6.2k 6.8k	0.0k 0.8k 2.4k 2.8k 3.4k 3.8k 4.6k 5.8k 6.4k 6.8k	7	7	—	7	7	—	7	7	—	7	7	—	8	8	—	36	36	—
安楽川	0.0k 1.8k	0.2k 2.0k	4	4	—	4	4	—	4	4	—	4	4	—	3	3	—	19	19	—
計			214	214	—	214	214	—	214	214	—	214	214	—	215	215	—	1071	1071	—

7. その他

規制区域内においては、自然環境等を保護、保全するための法令等の規制、制限の設定されている区間あり、砂利採取許可にあたってはあらかじめ、河川整備計画・河川環境管理基本計画等を考慮し、河川の優れた自然環境の維持保全を図るものとする。

鈴鹿川 規制区域図

